

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、派遣労働者としてチラシ配布等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃に、体調不良を自覚したが勤務を続けていたところ、平成〇年〇月後半からは不眠が続くなどの症状が悪化し、出勤できなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「軽症うつ病エピソード」と診断された。その後、請求人は、同年〇月〇日にDクリニック、同月〇日にE病院に受診し、それぞれの医療機関から「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定に基づき併合した上で審査し、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）

の意見書によると、請求人は、平成〇年頃 ICD-10 診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、平成〇年〇月頃に、症状が増悪したものとされている。この点、請求代理人は、F医師が診断書の中で、「最も確実な発病時期は、平成〇年〇月頃」と記載していることなどを根拠に、専門部会の発病時期の判断に誤りがある旨強く主張する。確かに、同医師は診断書の中で上記記載をしている一方で、平成〇年〇月〇日付けの意見書の中では、「正確な（発症）時期は不明だが、本人が『〇歳頃より幻覚があった』と述べたことから、その頃と推測する。」としており、同診断書の記載は必ずしも請求人の正確な発病時期を示しているとはみられない。E病院の診療録に、「発病年月日 H〇」、「主たる精神障害 統合失調症」との記載が見られること、さらに、請求人の申述に曖昧な点がみられることなどを総合的に斟酌すると、当審査会としても、専門部会の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準

に基づき検討する。

- (3) 上記(1)で判断したとおり、請求人は会社に採用される以前に本件疾病を発病している。認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされている。
- (4) そこで、本件についてみると、請求人の本件疾病は平成〇年〇月頃に悪化したことが認められるところ、請求人の主張及び本件一件記録を改めて精査しても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病の悪化前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。したがって、当審査会としても、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。
- (5) なお、請求代理人の主張するとおり、平成〇年〇月頃に請求人が精神障害を発病したとして検討したとしても、次のとおりである。

請求人は、長期間にわたり休日なく就労しており、これは認定基準別表1「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当するが、この連続勤務において、1日当たりの労働時間は6時間30分を超えることは少なく、これは1日当たりの労働時間が特に短い場合に当たると考えられ、連続勤務を行った理由も決定書理由に説示するとおり、業務量の多さや休日に対応する必要があったことによるものではないから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断されるものである。

また、請求人が、Gからいじめやパワーハラスメントを受けたとの主張についても、当該事実を認めるに足る客観的資料は確認できないことから、具体的出来事として認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。